

津幡町告示第11号

津幡町長寿祝品交付要綱の一部を次のように改正する。

令和8年1月26日

石川県津幡町長 矢田富郎

津幡町長寿祝品交付要綱の一部を改正する要綱

津幡町長寿祝品交付要綱（平成13年津幡町告示第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「3万円」を「2万円」に改め、同条第2号中「5万円相当」を「3万円相当」に改め、同条第3号中「5万円」を「3万円」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。